

## 【署名用電子証明書の提出】

※免許証等更新や保有状況変更手続きを伴わない場合

マイナカードの更新に伴う免許データの引継ぎや、マイナポータルと連携してオンライン講習等のサービスを受けようとする方は、事前に署名用電子証明書の提出が必要です。

### ■提出が必要な方■

マイナ免許証又はマイナ経歴証明書を保有している方

### ■提出場所■

#### ◇ 運転免許センター（全県下の方）

（松山市勝岡町1163番地7）

（受付時間） 平日のみ 午前10:00～11:00 午後2:30～3:30

（受付場所） 2階 23番窓口

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

#### ◇ 住所地を管轄する警察署（松山東・西・南・伊予署を除く。）及び大型交番（内子・野村・鬼北交番）

（受付時間） 平日のみ 午前8:30～11:30 午後1:00～4:00

（受付場所） 交通課免許窓口

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

### ■準備するもの■

○ マイナ免許証又はマイナ経歴証明書

○ 署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16桁）

※電子証明書が無効の場合若しくは暗証番号が分からない場合は、自治体（市町）の窓口で手続きを行ってください（署名用電子証明書は、コンビニのキオスク端末でも初期化や再設定ができます。）。

### ■注意事項■

令和7年9月1日から、自治体でマイナカードの更新手続を行うに際し、新しいマイナカードに免許情報を引き継ぐことができます。

新しいマイナカードに免許情報を引き継ぐには、次の条件をすべて満たす必要があります。

（条件）

- ・警察に署名用電子証明書を提出していること
- ・マイナカード交付申請をオンラインで行うこと
- ・マイナカード交付申請時に署名用電子証明書の発行を希望すること

これらの条件を満たさない場合、新しいマイナカードには免許情報が引き継がれないため、改めて警察施設において、新しいマイナカードに免許情報を再記録する必要があります（手数料1,500円、証明写真1枚の提出が必要）。

マイナ免許証のみ保有する方が免許情報の再記録をせず車両を運転すると、免許証不携帯の交通違反となります。